

企業会員入会資格および会費について

(平成19年10月12日理事会にて承認)

1. 会員種別

- ・ 企業会員は正会員が存在しない都道府県において、この会の目的に賛同して入会した企業とする。
- ・ 原則として、企業会員が所属する団体が本会の正会員として入会したときは、企業会員資格を失うものとする。

2. 入会資格

- ・ 企業会員として入会しようとする者は、所定の様式による入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- ・ 企業会員は原則として中小企業（資本金3億円以下または従業員300人以下）とし、大企業の場合は特別会員または賛助会員として入会する。

3. 会費

- ・ 年会費は2万円とする。

4. その他

- ・ 企業会員は総会等における議決権はないが、意見を述べる事はできる。
- ・ 企業会員には会議旅費補助などは支給しないが、参加を妨げるものではない。